

# 開発行為に伴い帰属を受ける公園設置に係る指導要領

## 1 適用

本要領は、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上の開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条開発行為の許可）に伴い設置される公園に適用する。

## 2 敷地

- (1) 公園面積は、開発区域面積の3%以上かつ150㎡以上とし、用地の最小の幅は、概ね6m以上を確保すること。
- (2) 平坦かつ正方形、長方形等まとまりのある形状であること。ただし、防火水槽や、ゴミ置場が公園と隣接する場合や、敷地の形状上、整形にしがたい場合は、市と協議の上、決定すること。
- (3) 敷地内は、砂質土系舗装（表層 $t=5$  cm（砕石スクリーニングス： $\Phi 2.5$ mm以下）、表面処理（苦汁： $120\text{kg}/100\text{m}^2$ ）、下層 $t=10$  cm（クラッシュラン：C-40））を標準とする。

## 3 遊具等

- (1) 遊具は、すべり台（安全マット付）、ブランコ（2連以上：安全柵、安全マット付）、鉄棒（3連以上：安全マット付）、ジャングルジム及び雲梯等とする。規格については、幼児用又は児童用とする。
- (2) ベンチは、大人2人用以上を基本とする。
- (3) 遊具等の設置数は次の表のとおりとする。

公園面積	遊具	ベンチの数
300㎡未満	1基以上	1基以上
300㎡以上500㎡未満	2基以上	2基以上
500㎡以上	3基以上	3基以上

- (4) 遊具等の設置については、「遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014」（一般社団法人日本公園施設業協会作成）を参照し、安全領域を確保すること。

## 4 水飲み場

- (1) 水飲み場は、公園面積が1,000㎡以上の場合に原則として設置すること。

- (2) 量水器を取付けること。なお、水道加入金及び本開設時までの使用料については、開発行為の申請者が負担し、本開設時に北上市の名義にすること。
- (3) 排水柵を設置すること。
- (4) 内部配管については、凍結防止仕様とすること。
- (5) バリアフリー対応にすること。

## 5 植栽

- (1) 植栽する際は、管理しやすい中低木の品種を選定すること。（参考樹種例：ハナミズキ、ヤマボウシ等）なお、高木を選定し、植栽する場合は、市と事前に協議すること。
- (2) 植栽する位置は、道路や民地境界から近い株端まで少なくとも2 m以上離すこと。

## 6 フェンス

フェンスは、出入口以外の敷地外周に設置し、支柱等の隙間から幼児や児童が容易に通抜けできない構造とする。地盤面から天端までの高さは公益社団法人日本道路協会が発行している「防護柵の設置基準・同解説」を準用すること。

## 7 出入口

- (1) 出入口は、自動車が出入りできるように幅3 m以上を確保し、道路部と段差がないようにすること。
- (2) 車止めを設けること。形は門型とし、次の①から③までに掲げる仕様を基本とする。
  - ① 着脱式とし、施錠可能なものとする。車止めに付ける鍵は、市の指定する共通の鍵（ALPHA30E073）とし、公園名を記載したタグをつけること。
  - ② 腐食しにくい材質を使用すること。
  - ③ 高さは70 cm程度とする。
- (3) 公園面積が1,000㎡を超える場合は、出入口を2か所以上設けること。ただし、2方向の道路に接している場合は、公園面積にかかわらず、各々の道路に接する出入口を1か所以上設けること。

## 8 園名板

- (1) 園名板は、次の①から③までに掲げる仕様を基本とする。
  - ① 園名板の大きさは、10 c m×70 c m程度とする。
  - ② 文字サイズは、5 c m×5 c m程度とし、なお、公園名には、平仮名でふりがなを記載すること。
  - ③ 自立式とする。ただし、これによりがたい場合は、市と協議の上、決定すること。
- (2) 公園名については、市と事前に協議すること。

## 9 境界杭

公園敷地の境界には、次の(1)から(2)までに掲げる境界杭を設置すること。

- (1) 側面に「北上市」表示のあるコンクリート杭（12 c m×12 c m、L=60 c m）を設置すること。ただし、設置することが難しい場合は、市と協議の上、プレート杭や鋳による設置も可能とする。
- (2) 境界杭は、+杭を基本とし、その中心が隣接地との境界、または屈曲点を示すよう設置すること。ただし、やむを得ない場合は、市と協議の上、決定すること。

## 10 照明灯

- (1) 照明灯は、公園面積が1,000㎡以上の場合に原則として設置すること。設置数、設置場所及び規格等については、市と協議の上、決定すること。
- (2) 灯具は、周辺に対し遮光性を考慮したLEDライトを設置すること。
- (3) 地盤面から灯具までの高さは、概ね4 m程度とする。
- (4) 完成検査までに照明灯に配線を繋げること。
- (5) 本開設時までの使用料については、開発行為の申請者が負担し、本開設時に北上市の名義にすること。

## 11 土地の権原に係る地目変更、合筆等

- (1) 土地の地目は、「公園」とした後に帰属すること。
- (2) 土地は、合筆した一筆として帰属すること。

## 12 提出物

(1) 提出物は、次のとおりとし、電子データ（CD）で納品すること。

概要書、位置図（1/10,000）、区域図（1/500）、公園施設一覧表（名称、構造、規模、数量）、配置図、公図、丈量図（地籍測量図、石杭明記）、平面図、施設位置図、植栽位置図、施設構造物詳細図（メーカー及び保証期間明記）、埋設物平面図・詳細図、施工中写真、完成写真（全景、各公園施設、境界杭等）並びに通電・通水の申請書及び現況写真（電灯・水道を設置した場合）

(2) 電子データの形式はPDFデータとCADデータ（dxf、sfc、jwwの拡張子 サイズA1）とする。

(3) 提出時期は完成検査後から帰属申請書が受理されるまでの間とする。

### 13 その他

(1) この要領に記載のない基準等は、岩手県県土整備部が公開している「都市計画法による開発許可に係る審査基準」第2章第5節によるものとする。

(2) 公園の状況等により、当該要領により難しい場合は、市と協議するものとする。

### 14 市担当課（問合せ先）

北上市都市整備部都市計画課公園緑地係 Tel 0197-64-2111（内線4240）

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。